

○松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程

平成10年3月31日

上下水道局管理規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事
- (3) 主任技術者 給水装置工事主任技術者

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、施行規則、条例、松本市水道事業給水条例施行規程（平成10年上下水道局管理規程第22号。以下「施行規程」という。）及びこの規程に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 指定工事事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載し、指定給水装置工事事業者指定手数料とともに管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 松本市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）第2条第2項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、誓約書（様式第2号）によるものとする。

（指定の基準）

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいるもの

（指定の更新）

第5条の2 条例第8条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び事項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（指定工事業者証の交付）

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に松本市上下水道局指定給水装置工事事業者証（様式第3号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、第2項及び第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)に次に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項に変更がある場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項に変更がある場合には、誓約書(様式第2号)及び登記事項証明書
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。

- (1) 不正な手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第14条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- (7) 第15条の規定による申請及び工事検査並びに手直し検査をしなかったとき。

- (8) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (9) 第18条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (10) その他施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止等)

第9条 前条各号に該当する場合において、管理者は別に定める処分要綱に基づき、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

2 前条及び前項の規定による処分により、指定工事業者に損害が生じても、管理者はその責任を負わない。

(指定等の公示)

第10条 次のいずれかに該当するときは、その都度松本市広報又は松本市ホームページに掲載し公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第5条の2第4項で準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、第1項及び第2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

（事業の運営に関する基準）

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及びほかの地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工及び接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

（指定工事業者の行う諸手続等の代行）

第14条 指定工事業者は、条例第5条第1項に規定する給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しよう

とする者から給水装置の工事を請け負ったときは、条例及び施行規程の規定に基づき届出等の諸手続きを代行できるものとする。

（設計審査）

第15条 指定工事業者は、条例第8条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計書を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 施行規程第11条第3項により工事の変更又は中止をしようとする者は、速やかに届出書を提出しなければならない。

（工事検査）

第16条 指定工事業者は、条例第8条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書を管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

（主任技術者の立会い）

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第18条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

（諮問機関）

第19条 管理者は次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として松本市上下水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

（1）第8条の規定による指定の取消し

（2）第9条の規定による指定の停止

2 審査会の所掌事項、組織等については、管理者が別に定める。

（補則）

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

（松本市水道指定工事店に関する規程の廃止）

2 松本市水道指定工事店に関する規程（平成元年水道局管理規程第4号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(旧規程の廃止に伴う経過措置)

- 3 この管理規程の施行の際現に旧規程の規定により指定を受けている松本市水道指定工事店のうち旧規程第2条第1号に規定する第1種指定工事店（以下「指定工事店」という。）は、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、この管理規程による松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程（以下「新規程」という。）第4条第1項の指定を受けた者とみなす。
- 4 旧規程により指定を受けている指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次に定める事項を管理者に届け出たときは、新規程第4条第1項の指定を受けたものとみなす。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (2) 役員の氏名
 - (3) 事業の範囲
 - (4) 事業所の名称及び所在地
- 5 前項の届出は、旧指定給水装置工事事業者届出書（様式第7号）を提出して行うものとする。
- 6 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証の写しを添えなければならない。
- 7 第4項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく松本市水道指定工事店証を管理者に返納しなければならない。
- 8 管理者は、第4項の届出の受理後、速やかに、新規程第6条に定める指定給水装置工事事業者証を交付する。
- 9 第4項の規定により、新規程第4条第1項の指定を受けた者とみなされた者について新規程第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次のいずれか」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。
- 10 第4項の規定により、新規程第4条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第13条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による松本市水道技術者のうち主任技術者の資格を有する者」とする。
- 11 平成10年3月31日において旧規程による松本市水道技術者のうち主任技術者（以下「旧主任技術者」という。）として登録を受けている者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用及び第10項に定める経過措置の適用に当たり、旧主任技術者の資格を有するものに当たるとみなす。

(四賀村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

- 12 四賀村及び梓川村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、四賀村指定給水装置工事事業者規程（平成10年四賀村管理規程第2号）又は梓川村指定給水装置工事事業者規程（平成1

0年梓川村管理規程第11—1号）（以下「2村の規程」という。）の規定により指定工事業者の指定を受けている者は、この管理規程の規定により指定工事業者の指定を受けている者（以下「旧指定工事業者」という。）とみなす。

- 13 編入日前に、旧指定工事業者がした行為に対する指定の取消し及び効力の停止に係る規定の適用については、2村の規程の例による。

（波田町の編入に伴う経過措置）

- 14 波田町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、波田町水道指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年波田町訓令第3号）（以下「波田町の規程」という。）の規定により指定工事業者の指定を受けている者は、この管理規程の規定により指定工事業者の指定を受けている者（以下「旧指定工事業者」という。）とみなす。

- 15 編入日前に、旧指定工事業者がした行為に対する指定の取消し及び効力の停止に係る規定の適用については、波田町の規程の例による。

附 則（平成11年9月24日上下水道局管理規程第8号）

この管理規程は、平成11年9月24日から施行する。

附 則（平成12年3月31日上下水道局管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者以外の準禁治産者に関する本管理規程の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月27日上下水道局管理規程第3号）

この管理規程は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成17年3月7日上下水道局管理規程第1号）抄

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月31日上下水道局管理規程第5号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市上下水道局指定給水装置工事業者に関する管理規程の規定により使用されている様式は、この管理規程による改正後の松本市上下水道局指定給水装置工事業者に関する管理規程の規定による様式とみなす。

附 則（平成22年3月31日上下水道局管理規程第7号）

この管理規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成24年6月25日上下水道局管理規程第4号）

この管理規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日上下水道局管理規程第3号）

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日上下水道局管理規程第3号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現に指定給水装置工事事業者の指定を受けている工事事業者の指定の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 条例第8条の指定を受けた日（以下この項において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年
 - (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年
 - (3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年
 - (4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年
 - (5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場合 5年
- 3 この管理規程による改正前の松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程による様式は、当分の間、この管理規程による改正後の松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程による様式とみなす。

附 則（令和6年3月6日上下水道局管理規程第1号）

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第4項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先)

松本市長

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表

(施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号(第4条及び第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホ
までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名及び名称

住所

代表者氏名

(宛先)

松本市長

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者証

松本市長

印

下記の者を、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する規程第6条の規定により、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者として、指定する。

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者氏名	

様式第4号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先)

松本市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第5号(第7条関係)

廃止
指定給水装置工事事業者休止届出書
再開

(宛先)
松本市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、水道装置工事の事業の
廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

様式第6号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先)

松本市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

様式第7号(附則第5条関係)

旧指定給水装置工事事業者届出書

(宛先)
松本市長

年 月 日

申請者 氏名及び名称
住 所
代 表 者 氏 名 ㊟

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者)の氏名							
フ 氏	リ	ガ	ナ 名	フ 氏	リ	ガ	ナ 名
事業の範囲							

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	事業所の所在地

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条及び第7条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（附則第5条関係）